

環境省施策体系及び目標体系

: 環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 1 地球規模の環境の保全

- 1 - (1) 地球温暖化対策

京都議定書により、2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減するとともに、米国や中国、インドなどの途上国を含むすべての国が参加する実効ある枠組みが構築されるよう国際協力や経験交流に努めることにより、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。

下位目標

2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく1.2%相当分削減する。

下位目標

2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を、1995年比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑制する。

下位目標

全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置するとともに、地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。

下位目標

我が国における京都メカニズム（CDM・JI・排出量取引）活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを獲得する。

下位目標

京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン（3.9%）を確保する。

- 1 - (2) オゾン層保護対策

オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。

下位目標

オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。

下位目標

業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率 60%(2008 年度から 2012 年度の平均)の達成を目指し、その向上対策を講ずることをはじめとしたフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。

下位目標

国際的に協力して、開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援を行う。

- 1 - (3) 酸性雨・黄砂対策

東アジア地域において、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」及び調査研究を国際的に協調して進め、国内においては長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、酸性雨対策を推進するとともに、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂対策を推進する。

下位目標

EANET の活動や酸性雨に関する国際協力を推進するとともに、酸性雨による環境影響を把握するため、国内モニタリングによるデータを取得する。

下位目標

黄砂のモニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じ、発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。

- 1 - (4) 海洋環境の保全

海洋環境保全に関する各条約(1)及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。

(1 : 事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)

下位目標

条約等の規定に基づき国内体制を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分や油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進するとともに、油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を推進する。